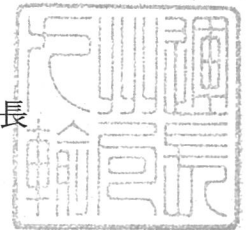


九運技整第965号の5  
平成31年3月26日

一般社団法人

日本自動車販売協会連合会 熊本県支部長 殿

九州運輸局長



「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて（依頼）

「不正改造車を排除する運動」については、平成2年度から全国的に展開してきたところではありますが、2019年度においても別添通達（「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組について）（平成31年2月18日付、国自整第257号の3・国自環第167号の3）のとおり関係行政機関、関係団体等の協力を得て本運動を展開することとなりました。

当局においても、本省通達に基づき別添1のとおり実施細目を定め、これにより実施することとしましたので、本運動の趣旨にご賛同いただき、傘下会員に対し不正改造車の排除に努めるよう適切な指導方宜しくお願い致します。

整理番号

## 不正改造防止自主点検票

点検の実施日	年 月 日	点検の実施者	職責	
			氏名	
事業者名				
事業場名				
点検事項	点検内容		チェック欄	
			適	要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有( 台)
		従業員車両	無	有( 台)
		販売車両	無	有( 台)
		その他	無	有( 台)
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況			
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認			
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況			
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認			
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施			
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応			
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供			
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否			

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。